

令和8年3月19日

在学学生各位

専門学校新国際福祉カレッジ校長

令和7年度学生春季休業について（お知らせ）

本校では、下記のとおり学則に基づく春季休業（年度末・年度始め休業）を設定いたします。春季休業期間中は、安全に気をつけ、有意義な休日をお過ごしください。

記

1. 学生休業期間（春季休業）

令和8年3月20日（金）から令和8年4月6日（月）まで

2. その他注意事項

- 春季休業期間には、学生面談や追再試験を設定します。登校を指示された場合は、必ず登校してください。
- 資格外活動許可を受けている外国人留学生は、上記期間中に限り1日につき8時間以内の就労（週28時間を超えることも可能）が認められます。詳細は、出入国在留管理庁のホームページをご確認ください。アルバイトをする留学生は、オーバーワークをしないよう十分に注意してください。
- アルバイト先から長期休業期間の証明書の提出を求められることがありますが、その場合は、この文書をコピーして使用してください。長期休業期間は、学校公式ホームページでも掲載しています。
- 留学生に許可されていない業種（スナック、キャバレー、マージャン、パチンコ、クラブ、エステ、ラブホテル、不法チラシ配布、マッサージなど）のアルバイトは禁止です。留学生以外の在学学生も、十分に注意しましょう。
- SNS被害や闇バイトなど、事件・トラブルに巻き込まれないように自分を律して生活してください。
- 交通ルールを守り、交通事故にあわないように注意してください。
- 20歳未満の飲酒・喫煙は法律で禁じられています。決して法律を違反しないようにして下さい。
- 事件・事故の場合は110番、火事・救急の場合は119番に通報してください。
- その他、困りごと等があった場合は、学校に連絡してください。

以上

本件問い合わせ先：専門学校新国際福祉カレッジ 学生サポートステーション
☎043-432-2797（平日午前9時から午後4時30分まで）